



坂口厚生労働大臣への陳情

去る6月6日、JRタワーホテル日航において、坂口厚生労働大臣への陳情会が開かれ、当会より長瀬・赤倉両副会長、柳内医療政策部長が出席し、別掲内容の陳情を行った。

大臣は年金改革関連法案成立直後の来札にもかかわらず全く疲れを見せず、陳情内容に十分なご理解を示され、特に混合診療・株式会社の参入については、あたかもこのことが日本の医療を発展

させることになると思う学者がいると不快感を表した。

そのほか大臣から医療全般にわたるお話があった中で、診療報酬改正にも言及し、医療機関のコストや疾病の重症度の評価、時間の評価、疾病の重症化予防の評価等を明確にしていくことの必要性を強調された。

—医療政策部—

わが国は、WHOが認める世界第1位の健康寿命を、対GDP比世界第18位の低医療費で達成しています。

これは世界に冠たる国民皆保険制度により、所得にかかわらず国民全てに医療機関へのフリーアクセスが保障され、早期受診、早期発見、早期治療が行われているからであります。

しかし、経済が低迷するなか非情にも、老人医療費定率払い、健保本人3割負担が実施され、生活上やむなく受診を控え、疾病が重篤化し手遅れとなるばかりか、国民医療費も増大するという結果を招いています。

病気を予防し、医療資源・予算を有効に活用するために、法律に定められている各種保健事業の完全実施を求めます。

現在、市場原理主義、財政主導による医療保険制度の改悪が行われようとしていることは、到底容認できるものではありません。

特に、国民に選択肢を与えるという理由をつけ混合診療の解禁と株式会社による医療機関の経営参入が目論まれています。差別医療と医の倫理の低下を招くものであり断固反対いたします。

また広域な北海道では、必要な医師の確保が地方において極めて厳しく、人員不足による病院の閉鎖が相次いでおり、自治体・住民の苦悩には大変なものがあります。本道のへき地を含む医師の確保対策について、特段のご高配をお願い申し上げます。

平成16年6月6日

北海道医師会長 飯塚弘志

